

第 6 9 5 号
平成24年 3月10日発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

規 則	番号	頁数
・天理市会計規則の一部を改正する規則	2	2
・天理市補助金等交付規則の一部を改正する規則	3	2
・天理市契約規則の一部を改正する規則	4	3

告 示	番号	頁数
・放置自転車等の保管について	37	4
・放置自転車等の保管について	38	5
・放置自転車等の保管について	39	5
・放置自転車等の保管について	40	5
・平成23年度天理市一般会計補正予算（第4号）外2会計補正予算の要領について	41	6
・放置自転車等の保管について	42	8
・放置自転車等の保管について	43	8
・放置自転車等の保管について	44	8
・公示送達について	45	9
・放置自転車等の保管について	46	9
・地縁による団体の告示事項の変更について	47	10
・放置自転車等の保管について	48	10
・放置自転車等の保管について	49	10
・放置自転車等の保管について	50	11
・放置自転車等の保管について	51	11
・公示送達について	52	11
・放置自転車等の保管について	53	12
・放置自転車等の保管について	54	12
・平成24年第1回天理市議会定例会の招集について	55	13
・放置自転車等の保管について	56	13
・放置自転車等の保管について	57	13
・公示送達について	58	14
・放置自転車等の保管について	59	14
・放置自転車等の保管について	60	14

・放置自転車等の保管について	61	15
・放置自転車等の保管について	62	15
・天理市立休日応急診療所における使用料及び手数料の徴収事務の委託についての一部改正について	63	16
・放置自転車等の保管について	64	16
・放置自転車等の保管について	65	16

公 告	番号	頁数
・大和都市計画事業山の辺第一工区A工区土地区画整理審議会の委員の選挙における届出のあった候補者について	4	17
・大和都市計画事業山の辺第一工区A工区土地区画整理審議会の委員の選挙における宅地所有者並びに借地権者が選挙する委員の選挙を行わないことについて	5	17
・農用地利用集積計画について	6	17
・一般競争入札について	7	17
・国土調査による地図及び簿冊の作成について	8	20
・大和都市計画事業山の辺第一工区A工区土地区画整理審議会委員の当選人について	9	21

教育委員会	番号	頁数
・学校教育法施行細則の一部を改正する細則	2	21
・定例教育委員会の招集について	2	23
・学校教育法施行細則の一部を改正する細則	3	23

農業委員会	番号	頁数
・農業委員会の招集について	3	29

選挙管理委員会	番号	頁数	
・選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面並びに在外選挙人名簿に登録した者の書面の縦覧について	1	29	書面の縦覧について ・選挙権を有する者の直接選挙に必要な選挙人の数について
・天理市農業委員会委員選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した	2	29	

規 則

(平成24年 2月27日 掲示済)

天理市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 2月27日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第 2 号

天理市会計規則の一部を改正する規則

天理市会計規則（昭和45年 3月天理市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第18条の次に次の 2 条を加える。

（歳入の徴収又は収納事務の委託）

第18条の 2 主務課長は、令第1 5 8条第 1 項若しくは第1 5 8条の 2 第 1 項又は国民健康保険法（昭和33 年法律第1 9 2号）第80条の 2 の規定により私人に歳入の徴収又は収納の事務を委託しようとするときは、会計管理者に協議しなければならない。

2 令第1 5 8条第 2 項の規定による告示及び公表は、次に掲げる事項について行わなければならない。

- (1) 歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者の住所及び氏名
- (2) 委託した事務の範囲

3 令第1 5 8条第 1 項の規定により歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者は、歳入の納付があったときは、自己の名義で領収書を発行して納入者に交付し、その収入金を公金払込書により計算書を添えて、速やかに指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、当該委託に係る契約において、特に払込期限を定めている場合は、この限りでない。

4 前項の計算書は、領収済通知書をもってこれに代えることができる。

第18条の 3 令第1 5 8条の 2 第 1 項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 公金又はこれに類するものの歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた実績を有していること。
- (2) 委託する事務を遂行するために十分な事業規模を有し、かつ、安定的な経営基盤を有していること。
- (3) 収納に関する情報を電子計算機により適正に管理し、かつ、当該情報に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を速やかに本市に提供することができること。
- (4) 収納金を安全かつ遅滞なく本市に払い込むことができること。
- (5) 個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の保護及び適正な管理のために必要な措置を講じることができること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成24年 2月27日 掲示済)

天理市補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 2月27日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第3号

天理市補助金等交付規則の一部を改正する規則

天理市補助金等交付規則（平成15年2月天理市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、補助金等の交付の決定をしないことができる。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

第19条第1項に次の1号を加える。

(5) 第5条第2項各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（平成24年2月27日掲示済）

天理市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年2月27日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第4号

天理市契約規則の一部を改正する規則

天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の5以上」の次に「（インターネットを利用して市の公有財産及び物品の売払いを行う事務の手続（以下「公有財産売却システム」という。）による入札の場合にあっては、第6条第1項に規定する予定価格の100分の10以上）」を加え、同条第2項に次の1号を加える。

(5) 公有財産売却システムを管理する事業者の保証

第4条第3項に次の1号を加える。

(4) 公有財産売却システムを管理する事業者の保証 その保証する金額

第6条に次の1項を加える。

4 公有財産売却システムによる入札については、第1項の規定にかかわらず、その予定価格をあらかじめ公表することができる。この場合において、予定価格を記載した書面を封書にしないことができる。

第7条に次のただし書を加える。

ただし、公有財産売却システムによる入札については、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）により入札するものとする。

第17条第1項中「その契約金額」の次に「（公有財産売却システムによる入札の場合にあっては、第6条第1項に規定する予定価格）」を加える。

第19条に次の1項を加える。

2 公有財産及び物品の売払いに係る契約において納付された契約保証金は、前項の規定にかかわらず、契約者からの申出により売払代金に充当することができる。

第22条に次の1号を加える。

(4) 契約の相手方（契約の相手方が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店

又は営業所を代表する者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方がアからオのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 下請契約等に当たって、アからオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)において、市長が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

ク 契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を市長に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

告 示

(平成24年2月7日揭示済)

天理市告示第37号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年2月7日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年2月7日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年2月7日から平成24年4月6日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)
 - (2) 移動・保管費用(1台につき)
 - ア 移動費 2,000円
 - イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778

(平成24年 2月 8日 掲示済)

天理市告示第38号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 2月 8日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 2月 8日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 2月 8日から平成24年 4月 7日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- (以下 略)

(平成24年 2月 9日 掲示済)

天理市告示第39号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 2月 9日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 2月 9日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 2月 9日から平成24年 4月 8日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- (以下 略)

(平成24年 2月10日 掲示済)

天理市告示第40号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 2月10日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 2月10日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 2月10日から平成24年 4月9日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年 2月13日揭示済)

天理市告示第41号

平成24年 1月31日付けで専決を行った、平成23年度天理市一般会計補正予算（第4号）、平成23年度天理市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）及び平成23年度天理市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の要領は、次のとおりである。

平成24年 2月13日

天理市長 南 佳 策

平成23年度天理市一般会計補正予算（第4号）

平成23年度天理市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36,128千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,138,915千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成24年 1月31日専決

天理市長 南 佳 策

平成23年度天理市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成23年度天理市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ657千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,173,529千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年1月31日専決

天理市長 南 佳 策

平成23年度天理市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

平成23年度天理市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ443千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ791,999千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年1月31日専決

天理市長 南 佳 策

(平成24年 2月13日 掲示済)

天理市告示第42号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 2月13日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 2月13日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 2月13日から平成24年 4月12日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- (以下 略)

(平成24年 2月14日 掲示済)

天理市告示第43号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 2月14日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 2月14日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 2月14日から平成24年 4月13日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- (以下 略)

(平成24年 2月15日 掲示済)

天理市告示第44号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 2月15日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由

- 自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年 2月15日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 2月15日から平成24年 4月14日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- （以下 略）

（平成24年 2月16日揭示済）

天理市告示第45号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成24年 2月16日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

（平成24年 2月16日揭示済）

天理市告示第46号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 2月16日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 2月16日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 2月16日から平成24年 4月15日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- （以下 略）

(平成24年 2月17日揭示済)

天理市告示第47号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、福住町鈴原自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成24年 2月17日

天理市長 南 佳 策

変更前 代表者 天理市福住町10490番地 1 浦 誠
変更後 代表者 天理市福住町10484番地 上田 隆司
変更年月日 平成24年 1月 8日

(平成24年 2月17日揭示済)

天理市告示第48号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 2月17日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 2月17日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 2月17日から平成24年 4月16日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年 2月20日揭示済)

天理市告示第49号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 2月20日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年 2月20日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 2月20日から平成24年 4月19日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成24年 2月21日揭示済)

天理市告示第50号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 2月21日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年 2月21日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 2月21日から平成24年 4月20日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで

(以下 略)

(平成24年 2月22日揭示済)

天理市告示第51号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 2月22日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年 2月22日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 2月22日から平成24年 4月21日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで

(以下 略)

(平成24年 2月23日揭示済)

天理市告示第52号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び天理市税賦課徴収条例(昭和29年 7月天理市条例第30号)第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成24年 2月23日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成24年 2月23日揭示済)

天理市告示第53号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 2月23日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 2月23日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 2月23日から平成24年 4月22日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年 2月24日揭示済)

天理市告示第54号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 2月24日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年 2月24日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 2月24日から平成24年 4月23日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成24年 2月27日揭示済)

天理市告示第55号

平成24年第 1 回天理市議会定例会を、次のとおり招集する。
平成24年 2月27日

天理市長 南 佳 策

記

- 1 期 日 平成24年 3月 5 日
- 2 場 所 天理市役所議事場

(平成24年 2月27日揭示済)

天理市告示第56号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成24年 2月27日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年 2月27日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 2月27日から平成24年 4月26日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで

(以下 略)

(平成24年 2月28日揭示済)

天理市告示第57号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成24年 2月28日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年 2月28日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 2月28日から平成24年 4月27日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで

(以下 略)

(平成24年 2月29日揭示済)

天理市告示第58号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成24年 2月29日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成24年 2月29日揭示済)

天理市告示第59号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 2月29日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年 2月29日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 2月29日から平成24年 4月28日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成24年 2月29日揭示済)

天理市告示第60号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年 9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年 2月29日

天理市長 南 佳 策

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年 2月29日
- 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 2月29日から平成24年 8月28日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

- (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- 4 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)
 - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 5 連絡先
 - 天理市開発公社 電話 0743 - 63 - 7210
 - 天理市総務部地域安全課 電話 0743 - 63 - 1001

(平成24年 3月1日 掲示済)

天理市告示第61号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 3月1日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 3月1日
 - 3 移動対象区域
天理市二階堂上ノ庄町32番地先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 3月1日から平成24年 4月29日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年 3月1日 掲示済)

天理市告示第62号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 3月1日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 3月1日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 3月1日から平成24年 4月29日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年 3月 1日 掲示済)

天理市告示第63号

天理市立休日応急診療所における使用料及び手数料の徴収事務の委託について(昭和53年11月2日天理市告示第40号)の一部を次のように改正する。

平成24年 3月 1日

天理市長 南 佳 策

本文中「友永轟」を「宮城信行」に改める。

(平成24年 3月 2日 掲示済)

天理市告示第64号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 3月 2日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 3月 2日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 3月 2日から平成24年 4月30日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年 3月 5日 掲示済)

天理市告示第65号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 3月 5日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 3月 5日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 3月 5日から平成24年 5月3日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

公 告

(平成24年 2月9日 揭示済)

天理市公告第4号

平成24年 2月26日に実施する大和都市計画事業山の辺第一工区 A 工区土地区画整理審議会委員選挙について、届出のあった候補者は下記のとおりである。よって土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第5項の規定により公告する。

平成24年 2月9日

天理市長 南 佳 策

記

- 1 宅地所有者が選挙する委員の候補者 氏名及び住所 略
- 2 借地権者が選挙する委員の候補者 氏名及び住所 略

(平成24年 2月15日 揭示済)

天理市公告第5号

平成24年 2月26日に実施予定の大和都市計画事業山の辺第一工区 A 工区土地区画整理審議会委員選挙のうち宅地所有者並びに借地権者が選挙する委員の選挙については、届出のあった候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定により投票を行わない。

平成24年 2月15日

天理市長 南 佳 策

(平成24年 2月15日 揭示済)

天理市公告第6号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成24年 2月15日

天理市長 南 佳 策

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

(平成24年 2月20日 揭示済)

天理市公告第7号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成24年 2月20日

天理市長 南 佳 策

第1 競争入札に付する事項等

- | | | | |
|-------------|-----------------------------------|-------------------------|----|
| (1) 工 事 名 | 天理市立櫛本小学校運動場整備工事 | | |
| (2) 工 事 場 所 | 天理市 櫛本町 | | |
| (3) 工 事 概 要 | 整備面積 | A = 6,427m ² | |
| | 基盤整備 | 一式 | |
| | 植 栽 | 一式 | |
| | 施設整備 | 一式 | |
| | グラウンド・コート整備 | | 一式 |
| | 倉庫新築 | 一式 | |
| | 既設倉庫解体 | 一式 | |
| | 既設便所解体 | 一式 | |
| (4) 工 期 | 平成24年 3月26日まで | | |
| (5) 予 定 価 格 | 43,699,950円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。） | | |

(6) 最低制限価格 39,121,950円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

第2 競争参加資格

- (1) 天理市に対して本市建設工事執行規則第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書(様式第1号)を提出している土木工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有するもの)であって、次の(2)から(3)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
 - 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
 - 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。
 - 経営規模等評価結果(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。
 - 本市が平成23年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成23年度)において土木一式工事の格付がA等級に位置づけられている者であること。
 - 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より指名停止措置を受けていない者であること。
 - 本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。
 - 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
 - 他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。
 - 入札説明書の別表1の資格を有する者。
 - 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。
 - 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者。

第3 入札手続等

- (1) 担当部課
〒632-8555 天理市川原城町605番地 天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
交 付 期 間 別表(入札日程)のとおりとする。
交 付 場 所 第3(1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
 - 提 出 期 間 別表(入札日程)のとおりとする。
 - 提 出 場 所 第3(1)に同じ。
 - 提 出 部 数 各1部
 - 提 出 方 法 持参すること。
 - 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日 時 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 場 所 第3(1)に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
質問書提出期限 別表(入札日程)のとおりとする。

質問書提出場所 第3(1)に同じ

質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めません。

- (4) 質問書に対する回答は、別表(入札日程)のとおり回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第8条に規定する入札書に必要な事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便 郵便事業株式会社 天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 日本郵便 郵便事業(株)天理支店 天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日 時 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 場 所 天理市川原城町605番地 天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。

落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
入札保証金 免除
契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。
- (2) 入札の無効
本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。
- (3) 入札中止条件
この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先 第3(1)に同じ。

別表 1 (建設業法第7条関連)

	工事業種	配置技術者の資格（いずれかに該当すること）
1	土木工事	<p>土木工事に関し、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含む。以下同じ。）若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。以下同じ。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。以下同じ。）を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科を修めた者 土木工事に関し10年以上実務の経験を有する者 土木工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規定（大正14年文部省令第30号）による検定で土木工学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度検定規定（昭和18年文部省令第46号）による検定で土木工学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者 建設業法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工又は1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者 技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）に合格した者</p>

別表（入札日程）

天理市立櫛本小学校運動場整備工事	
事項	期間等
入札説明書の交付期間	平成24年2月20日（月）から平成24年2月28日（火）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成24年2月20日（月）から平成24年2月28日（火）まで 申請書等の様式は、天理市ホームページからダウンロードできます。
質問書の提出期限	平成24年3月1日（木）まで 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成24年3月6日（火）
質問書への回答日	平成24年3月6日（火）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成24年3月9日（金）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成24年3月15日（木）
入札書到着期限日	平成24年3月21日（水）
開札の日時	平成24年3月22日（木）午前9時30分
くじを行う場合の日時	平成24年3月22日（木）午前11時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

（平成24年2月24日揭示済）

天理市公告第8号

国土調査による地図及び簿冊の作成公告

平成24年 3月10日 土曜日

天理市公報

天理市遠田町地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行って地図及び簿冊を作成したから、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

平成24年 2月24日

天理市長 南 佳 策

記

- 1 地図及び簿冊の名称 天理市遠田町地籍図及び天理市遠田町地籍簿
- 2 地図は、平成24年1月測量、簿冊は、平成23年12月2日現在の状況により作成したものである。
- 3 閲覧期間 平成24年2月24日から
平成24年3月15日まで 21日間 上記期間の内 土曜日・日曜日・祝祭日は除く。
ただし、3月3日（土）4日（日）は閲覧を行う。
- 4 閲覧場所 天理市役所 3階 監理課地籍調査推進室
遠田公民館（平成24年3月3日（土）） 式上公民館（平成24年3月4日（日））
- 5 閲覧の結果、誤り等があると認められた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行ったものに対し、訂正の申出をすることができる。
- 6 誤り等の訂正等の申出は、書面によることとなっているので、各自印鑑を持参すること。
- 7 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 8 閲覧は、期間中毎日午前9時から午後4時までの間とする。

（平成24年2月27日揭示済）

天理市公告第9号

土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第35条第4項の規定に基づき、大和都市計画事業山の辺第一工区A工区土地区画整理審議会委員の当選人を、下記のとおり決定したので、同法施行令第35条第5項の規定により公告する。

平成24年 2月27日

天理市長 南 佳 策

記

- 1 宅地所有者から決定された委員 氏名及び住所 略
- 2 借地権者から決定された委員 氏名及び住所 略

教育委員会

（平成24年2月9日揭示済）

学校教育法施行細則の一部を改正する細則をここに公布する。

平成24年2月9日

天理市教育委員会

委員長 中 嶋 孝

天理市教育委員会規則第2号

学校教育法施行細則の一部を改正する細則

学校教育法施行細則（昭和32年4月天理市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「児童生徒又はその同居者中」を「児童生徒等」に、「学校保健安全法施行規則」を「学校保健安全法施行規則」に、「感染症が発生したとき、又はかかるおそれのあるとき」を「感染症（以下「感染症」という。）が発生したとき」に改め、「当該事由がなくなったときも、同様とする。」を削る。

第4条中「児童生徒に」を「児童生徒等に感染症以外の」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

天理市教育委員会 様

学校長

感染症の発生について（報告）

このことについて、下記のとおり報告します。

記

- 1 出席停止させた理由及び期間
- 2 出席停止を指示した年月日
- 3 出席を停止させた児童生徒等の学年別人数
- 4 その他参考となる事項

附 則

この細則は、公布の日から施行する。

(平成24年 2月21日揭示済)

天教告示第 2 号

平成24年 2月28日午後14時00分から 3月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成24年 2月21日

天理市教育委員会
委員長 中 嶋 孝

(平成24年 2月28日揭示済)

学校教育法施行細則の一部を改正する細則をここに公布する。

平成24年 2月28日

天理市教育委員会

委員長 中 嶋 孝

天理市教育委員会規則第 3 号

学校教育法施行細則の一部を改正する細則

学校教育法施行細則(昭和32年 4月天理市教育委員会細則第 1号)の一部を次のように改正する。

第11条第 1 項中「朱書し」を「記載し」に改める。

第 6 号様式を次のように改める。

第6号様式（第11条関係）

その1

年 月 日

転入通知書

天理市立 学校長 様

天理市教育委員会

下記のとおり通知します。

記

児童生徒名		性別	
生年月日	年 月 日	学年	第 学年
住所			
就学校名	天理市立 学校		
転入年月日	年 月 日		
保護者名		児童生徒との関係	
備考			

その2

年 月 日

児童生徒の異動について（通知）

天理市立 学校長 様

天理市教育委員会

下記のとおり通知します。

記

児童生徒名		学年	第 学年
生年月日	年 月 日	性別	
保護者名			
異動日	年 月 日		
異動事由			
異動前			
異動後			
備考			

その3

年 月 日

天理市立 学校長 様

天理市教育委員会

児童生徒の異動について（就学校変更）

下記のとおり就学校の変更を許可したので通知します。

児童生徒氏名		
児童生徒の生年月日	年 月 日	
保護者氏名		
住民票所在地		
居住地		
許可内容	現在校	天理市立 学校 第 学年
	指定学校	天理市立 学校 第 学年
	就学希望学校	天理市立 学校 第 学年
	許可期間	自 ・ 年 月 日 至 ・ 年 月 日
	理由	
	備考	
許可条件	登下校時の安全確保は保護者で責任を負うこと。	

その4

年 月 日

天理市立 学校長 様

天理市教育委員会

児童生徒の異動について（区域外就学）

下記のとおり就学校の変更を許可したので通知します。

児童生徒氏名		
児童生徒の生年月日	年 月 日	
保護者氏名		
住民票所在地		
居住地		
許可内容	現在校	天理市立 学校 第 学年
	指定学校	天理市立 学校 第 学年
	就学希望学校	天理市立 学校 第 学年
	許可期間	自 ・ 年 月 日 至 ・ 年 月 日
	理由	
	備考	
許可条件	登下校時の安全確保は保護者で責任を負うこと。	

第7号様式を次のように改める。

第7号様式（第12条関係）

年 月 日

様

天理市教育委員会

就学通知書

下記の者を 年 月 日から天理市立 学校
に入学させてください。

記

氏 名	
生年月日	年 月 日

お 願 い

- この通知書の住所・氏名等に誤りがある場合は下記へご連絡ください。
- この通知書を受けた後、入学までに転居・転出され入学する学校が変更になる場合は、下記へご連絡ください。
- 天理市立小（中）学校以外（国立・私立小（中）学校等）に入学される場合は、入学が決まりましたら直ちにこの通知書と入学予定校の承諾書（許可書）をお持ちのうえ、必ず下記までお越しください。
- 児童・生徒の身体的理由、保護者の就労の関係などにより、指定された学校の変更を希望される場合は、下記にご相談ください。
- 入学の案内は、該当校よりいたします。

天理市教育委員会 学校教育課学務係

天理市川原城町605（市役所5階）

電話（63）1001・内線

附 則

この細則は、平成24年 4月 1日から施行する。

農業委員会

(平成24年 2月23日揭示済)

天農委告示第 3号

平成24年 3月 2日午後 2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。
平成24年 2月23日

天理市農業委員会
会長 森 田 周 作

- 議案第 1号 農地法第 3条に関する許可申請について
議案第 2号 農地法第 5条に関する許可申請について
議案第 3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
議案第 4号 平成23年度 天理市農業委員会の活動計画の点検・評価(案)について
議案第 5号 平成24年度 天理市農業委員会の活動計画(案)の策定について
議案第 6号 その他
相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
市街化区域の専決処分について(報告)
-

選挙管理委員会

(平成24年 2月 7日揭示済)

天選告示第 1号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により、平成24年 3月 3日から同月 7日までの間、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面並びに在外選挙人名簿に登録した者の氏名及び経由領事官の名称等を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成24年 2月 7日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀 内 靖 介

縦覧場所 天理市川原城町605番地 天理市役所内 天理市選挙管理委員会事務局

(平成24年 2月15日揭示済)

天選告示第 2号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第11条において準用する公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項の規定により、平成24年 2月23日から15日間、縦覧に供する農業委員会委員選挙人名簿の縦覧場所は、次のとおりである。

平成24年 2月 7日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀 内 靖 介

縦覧場所 天理市川原城町605番地 天理市役所内 天理市選挙管理委員会事務局

(平成24年 3月 2日揭示済)

天選告示第 3号

平成24年 3月 2日現在における地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成24年 3月10日 土曜日

天理市公報

平成24年 3月 2日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖介

50分の1の数	1,067人
6分の1の数	8,889人
3分の1の数	17,777人